

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 二〇〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 二〇〇
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件二件 二〇〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 二〇〇
- 道路の区域を変更する件 二〇〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇〇

公告

- 随意契約の相手方を決定した件 二〇三
- 浸水想定区域を指定した件 二〇三
- 落札者を決定した件二件 二〇四

告示

福島県告示第三百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年五月十五日

- 一 指定公金事務取扱者の名称
ニッテレ債権回収株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日

福島県知事 内堀 雅雄

- 令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金及び違約金
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

（児童家庭課）

福島県告示第三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工労働課に備えて縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン原町西 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工労働課に備えて縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン原町西 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
工事にあたっては、各種規制基準を遵守するとともに、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、粉じんなどにより周辺環境に影響を及ぼさないよう、「南相馬市環境基本条例」に基づき公害の防止と自然環境の適正な保全に努めてください。

「騒音規制法」(又は「福島県生活環境の保全等に関する条例」)の規定に基づく騒音特定(指定)施設を設置する場合は、市環境政策課へ施設の設定について届け出てください。また、「騒音規制法」「振動規制法」に定める特定建設作業を実施する場合は、届出が必要となります。

なお、「三 騒音予測結果・影響評価」において、一部の地点で環境基準を超過する結果となっていますが、環境基準と地域住民への配慮に努めてください。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び榎葉町産業創生課に備えて縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ここなら笑店街 福島県双葉郡榎葉町大字北田字中満二百五十六番地
- 二 法第八条第一項の規定により榎葉町から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年五月十五日から同年六月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

意見なし
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
いわき市小浜町台五十九番地 柳葉 英人
同 市小浜町渚六十七番地 丹野 教之
同 市小浜町渚二百九十一番地 鈴木 重實
- 2 加入区
植田加入区
- 3 漁船損害等補償法第一百三十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
いわき市漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
令和八年五月十五日から同月二十九日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三百四十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 届出事項
1 発起人の住所及び氏名
双葉郡浪江町大字請戸字中島十二番地の一 小松 修一郎
同 郡同 町大字請戸字北久保六十七番地 石川 康夫

同 郡同 町大字請戸字角畑五十七番地の二
加入区
請戸加入区 柴野 隆

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間
令和八年五月十五日から同月二十九日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第三百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、柳津町
土地改良区から令和八年四月七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月七
日認可した。

令和八年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、只見町
土地改良区から令和八年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年五
月八日認可した。

令和八年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鮫川堰
土地改良区から令和八年四月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月
八日認可した。

令和八年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で令和八年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中ノ 内小高線	南相馬市小高区大和田 字中ノ内一四三番三 地 先から 同 市小高区金谷字 柳迫八四番四地先まで	変更前	一〇・二)	一四六・六
		変更後	一〇・三)	一四六・六
			一六・〇	
			一三・五	

(道路計画課)

福島県告示第三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法
業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和八年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 相馬市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 相馬都市計画下水道事業(相馬市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和四十九年十月四日
- 四 事業施行期間
(変更前) 昭和四十九年十月四日から平成三十八年三月三十一日まで
(変更後) 昭和四十九年十月四日から令和十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第106号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県緊急時連絡網システム設備貸借（設備の設計、製作、運搬、据え付け、配線、調整等を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部原子力安全総室原子力防災課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2
リコーリース株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,916,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当
- 8 その他
契約方式は、納入業者を福島リコピー株式会社とし、リース会社をリコーリース株式会社とした第三者貸借方式による。

（原子力防災課）

公告第百七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、葛尾川及び野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年五月十五日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第108号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ロータリ除雪車1（2.6m級） 1台
 - ロータリ除雪車2（2.6m級） 1台
 - 小形除雪車（1.3m級） 2台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 落札者の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
 - 1の(2)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
 - 1の(3)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 落札金額
 - 1の(1)に掲げる物品等 63,877,000円
 - 1の(2)に掲げる物品等 89,650,000円
 - 1の(3)に掲げる物品等 61,600,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月10日

（入札用度課）

公告第109号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 除雪ドーザⅠ（18t級） 2台
 - 除雪ドーザⅡ（16t級） 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和8年4月10日
- 落札者の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 落札金額
 - 1の(1)に掲げる物品等 56,540,000円
 - 1の(2)に掲げる物品等 26,180,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月27日

（入札用度課）